

共同実施だより



年末調整の時期になります

～昨年と比べて変わった点～



1 所得税の改正

所得税の税率は平成18年度分では10%から37%の4段階でしたが、平成19年分確定申告より、税率が5%から40%の6段階に改正されます。

【所得税の税率】



改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
		330万円以下の金額	10%
900万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
		900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	30%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	37%	1,800万円超の金額	40%

2 定率減税の廃止

平成19年から、定率減税が廃止されます。

3 地震保険料控除の創設と損害保険料控除の廃止

地震への備えに対する国民の自助努力を支援する施設の一環として、地震保険への加入を促進するため、地震保険料控除が創設されます。同時に火災保険を主に対象とする従来の損害保険料控除は廃止されます。

○対象となる地震保険の要件

- ・自己または配偶者その他の親族が有している家屋で常時住居の用に供するもの、またはそれからの有する家財等を保険の目的としていること。
- ・地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して支払われること。

○地震保険料控除の額

所得税	支払った保険料の全額(最高5万円)
住民税	支払った保険料の 1/2 (最高2万5千円)

※地震保険を含む火災保険契約の場合は、地震保険料相当分が対象になります。

そろそろご自宅に保険料控除証明書が届き始めているかと思えます。年末調整に必要な書類となりますので、大切に保管しておいてください。



- ・生命保険料の払込証明書
- ・住宅取得資金に係わる借入金の年末残高証明書
- ・社会保険料の確認(20歳以上学生等の国民年金保険税等)

人事委員会勧告がありました！

*扶養手当…子等に係る支給金額をが一律6500円に。
(民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮)

*勤勉手当…支給月数を0.05月分引上げ
(民間の支給割合に見合うよう引き上げ)

	現 行			平成19年度			平成20年度以降		
	期末手当	勤勉手当	年間計	期末手当	勤勉手当	年間計	期末手当	勤勉手当	年間計
6月期	1.40月	0.725月	2.125月	1.40月	0.725月	2.125月	1.40月	<u>0.75月</u>	<u>2.15月</u>
12月期	1.60月	0.725月	2.325月	1.60月	<u>0.775月</u>	<u>2.375月</u>	1.60月	<u>0.75月</u>	<u>2.35月</u>
年間計	3.00月	1.45月	4.45月	3.00月	<u>1.50月</u>	<u>4.50月</u>	3.00月	1.50月	4.50月

※期末勤勉手当の支給日は12月10日(月)です。

*給料表の改定(若年層のみ)→特例給料月額を支給が。

この勧告が実施されるには県議会での条例改正等が必要です。

予備監査が終わりました



10月4、5日 定期監査 予備監査が実施されました。

第1支部では井宮小・新通小・美和小・末広中の4校が予備監査の対象となりました。

主な監査内容は、

- ①補修・改修を必要とする箇所と状況の現地確認
- ②校舎、校地の目的外使用許可について
- ③郵券の受払状況の確認と管理状況
- ④備品購入物の現品確認、簿冊及び備品票のチェック
- ⑤器具・遊具等の状況と安全対策等の確認
- ⑥薬品管理について
- ⑦不審者対策について
- ⑧個人情報の保護措置についての取り組み及び対策(校務用パソコン管理状況含む)
- ⑨学校給食における衛生面等の状況と安全対策との確認

安全管理、危機管理、個人情報保護が中心となりました。安全点検後の処置状況や、処置経過の決裁、薬品使用簿の有無・鍵の管理、個人情報保護等を含めた状況を確認しました。

学校全体での監査対応ありがとうございました。

共済組合の4000点が眠っていませんか？

「健康増進・宿泊施設利用券(4,000点=4,000円)」は利用しましたか？

有効期限は平成20年3月31日までとなっております。是非、ご活用を！

・スポーツ施設、スポーツ教室、宿泊施設等で利用できます。詳しくは、
利用券の一番後ろに記載されております。